

訪問看護料金表

介護保険 基本料金

地域区分：2 級地 地域単価：1 単位 = 11.12 円

サービス内容	単位数	費用額の目安	1 割負担	2 割負担	3 割負担
20 分未満	314 単位	3,492 円	349 円	698 円	1,048 円
30 分未満	471 単位	5,238 円	524 円	1,048 円	1,571 円
30 分以上 60 分未満	823 単位	9,152 円	915 円	1,830 円	2,746 円
60 分以上 90 分未満	1,128 単位	12,543 円	1,254 円	2,509 円	3,763 円
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問（20 分）	294 単位	3,269 円	327 円	654 円	981 円

※実際の自己負担額は、1 か月の総単位数・加算減算・端数処理・負担割合等により異なる場合があります。

介護保険 主な加算

加算名	単位等	算定	概要
夜間・早朝加算	所定単位数の 25％	1 回につき	夜間・早朝の訪問
深夜加算	所定単位数の 50％	1 回につき	深夜の訪問
複数名訪問加算（Ⅰ）	254／402 単位	1 回につき	看護師等 2 名（30 分未満／30 分以上）
複数名訪問加算（Ⅱ）	201／317 単位	1 回につき	看護師等＋看護補助者（30 分未満／30 分以上）
長時間訪問看護加算	300 単位	1 回につき	対象者に 90 分以上の訪問
緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	574 単位	月 1 回	届出・算定要件を満たす場合
特別管理加算（Ⅰ）	500 単位	月 1 回	重症度等の高い特別管理対象
特別管理加算（Ⅱ）	250 単位	月 1 回	その他の特別管理対象
初回加算（Ⅰ）	350 単位	月 1 回	退院・退所日に初回訪問等
初回加算（Ⅱ）	300 単位	月 1 回	新規利用者への初回訪問
退院時共同指導加算	600 単位	退院・退所につき	所定の共同指導を実施
看護体制強化加算（Ⅰ）	550 単位	月 1 回	届出・算定要件を満たす場合
看護体制強化加算（Ⅱ）	200 単位	月 1 回	届出・算定要件を満たす場合
口腔連携強化加算	50 単位	月 1 回	口腔状態評価・情報提供等
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	6 単位	1 回につき	算定要件を満たす場合
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	3 単位	1 回につき	算定要件を満たす場合
ターミナルケア加算	2,500 単位	死亡月	所定のターミナルケア要件
介護職員等処遇改善加算	所定単位数の 1.8％	月の請求	届出・算定要件を満たす場合

【介護保険】各加算も「単位 × 11.12 円」を基に費用額を計算します。

※上記は主な加算です。実際に算定する加算は、事業所の届出状況・利用者様の状態・訪問内容等により異なります。

訪問看護料金表

医療保険 基本料金

項目	保険請求額	1 割負担	2 割負担	3 割負担
訪問看護基本療養費（Ⅰ） 看護師等・週 3 日目まで	5,550 円／日	555 円	1,110 円	1,665 円
訪問看護基本療養費（Ⅰ） 看護師等・週 4 日目以降	6,550 円／日	655 円	1,310 円	1,965 円
訪問看護基本療養費（Ⅰ） 准看護師・週 3 日目まで	5,050 円／日	505 円	1,010 円	1,515 円
訪問看護基本療養費（Ⅰ） 准看護師・週 4 日目以降	6,050 円／日	605 円	1,210 円	1,815 円

医療保険 主な加算

加算名	金額	算定	概要
24 時間対応体制加算 イ	6,800 円	月 1 回	所定の体制・負担軽減の取組等
24 時間対応体制加算 ロ	6,520 円	月 1 回	所定の体制要件を満たす場合
特別管理加算（重症度等が高い場合）	5,000 円	月 1 回	所定の特別管理対象
特別管理加算（その他）	2,500 円	月 1 回	その他の特別管理対象
退院時共同指導加算	8,000 円	退院・退所につき	所定の共同指導を実施
特別管理指導加算	2,000 円	退院時共同指導時	特別管理対象者への指導
退院支援指導加算	6,000 円	退院時	退院日の療養上必要な指導等
退院支援指導加算（長時間）	8,400 円	退院時	長時間の指導を要する場合
難病等複数回訪問加算 （2 回・同一建物 1～2 人）	4,500 円	1 日につき	対象疾病等・特別訪問看護指示書等の要件あり
難病等複数回訪問加算 （3 回以上・同一建物 1～2 人）	8,000 円	1 日につき	対象疾病等・特別訪問看護指示書等の要件あり
訪問看護医療 DX 情報活用加算	50 円	月 1 回	届出・オンライン資格確認等の要件
訪問看護医療情報連携加算	1,000 円	月 1 回	ICT 等による情報連携・活用等

※医療保険には、このほか複数名訪問看護加算、長時間訪問看護加算、乳幼児加算、緊急訪問看護加算、専門管理加算、ターミナルケア療養費 等があります。対象・人数・回数などで金額が分かれるため、個別の算定条件に応じて確認します。

ご利用者様へのご案内

- ・介護保険と医療保険では、同じような名称の加算でも単位・金額・算定要件が異なります。
- ・負担割合、公費負担医療、各種医療証、限度額制度等により実際の窓口負担額は異なります。
- ・本表は令和 8 年 9 月時点の制度に基づく概要です。実際の請求は、厚生労働省告示・通知、事業所の届出状況および利用者様ごとの算定条 件に基づきます。